

平成27年度 食品の安全・安心シンポジウム

食中毒予防に関する取組について

岐阜県健康福祉部生活衛生課



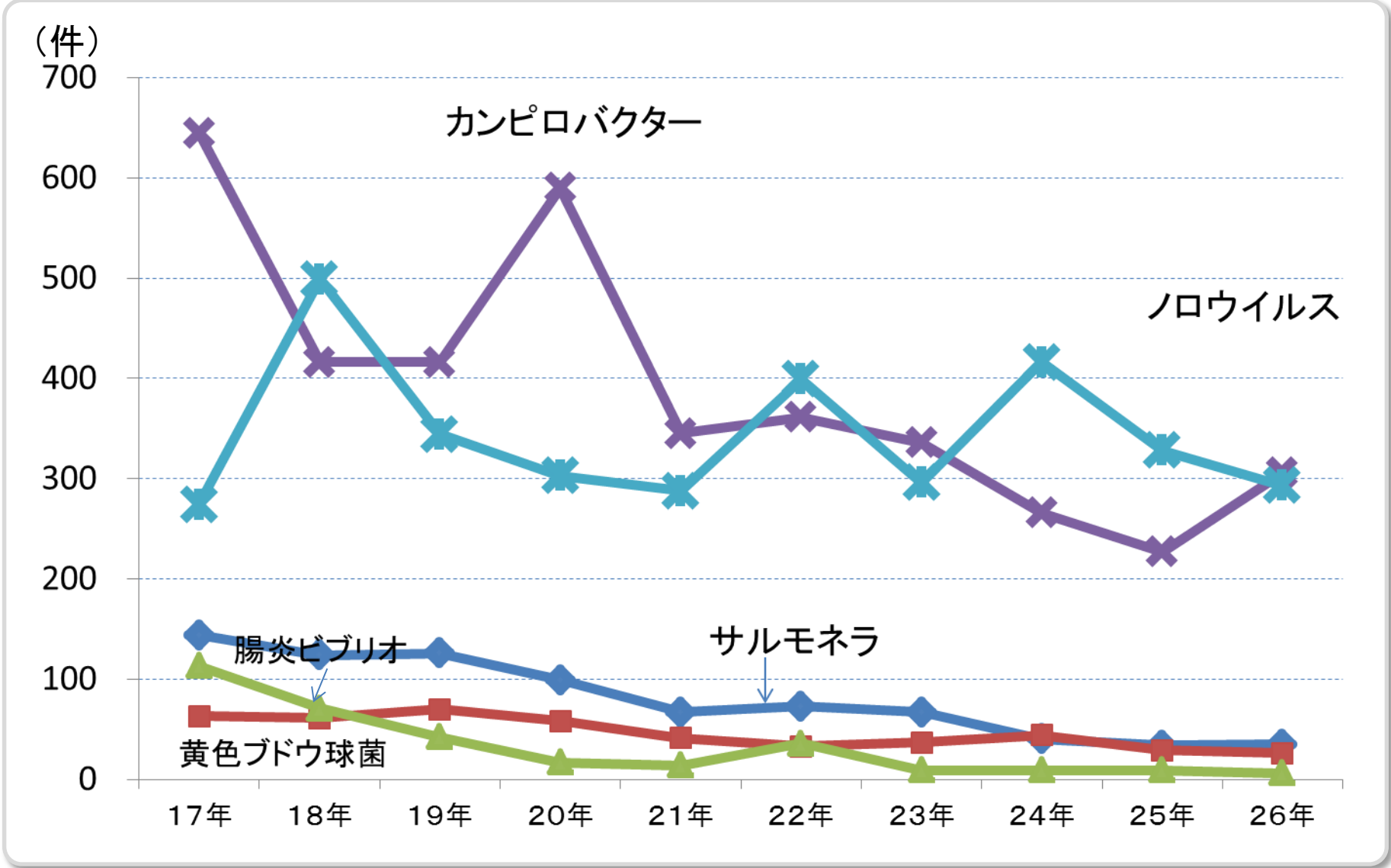
最近の食中毒発生状況





食中毒発生状況(H17~H26)

全国

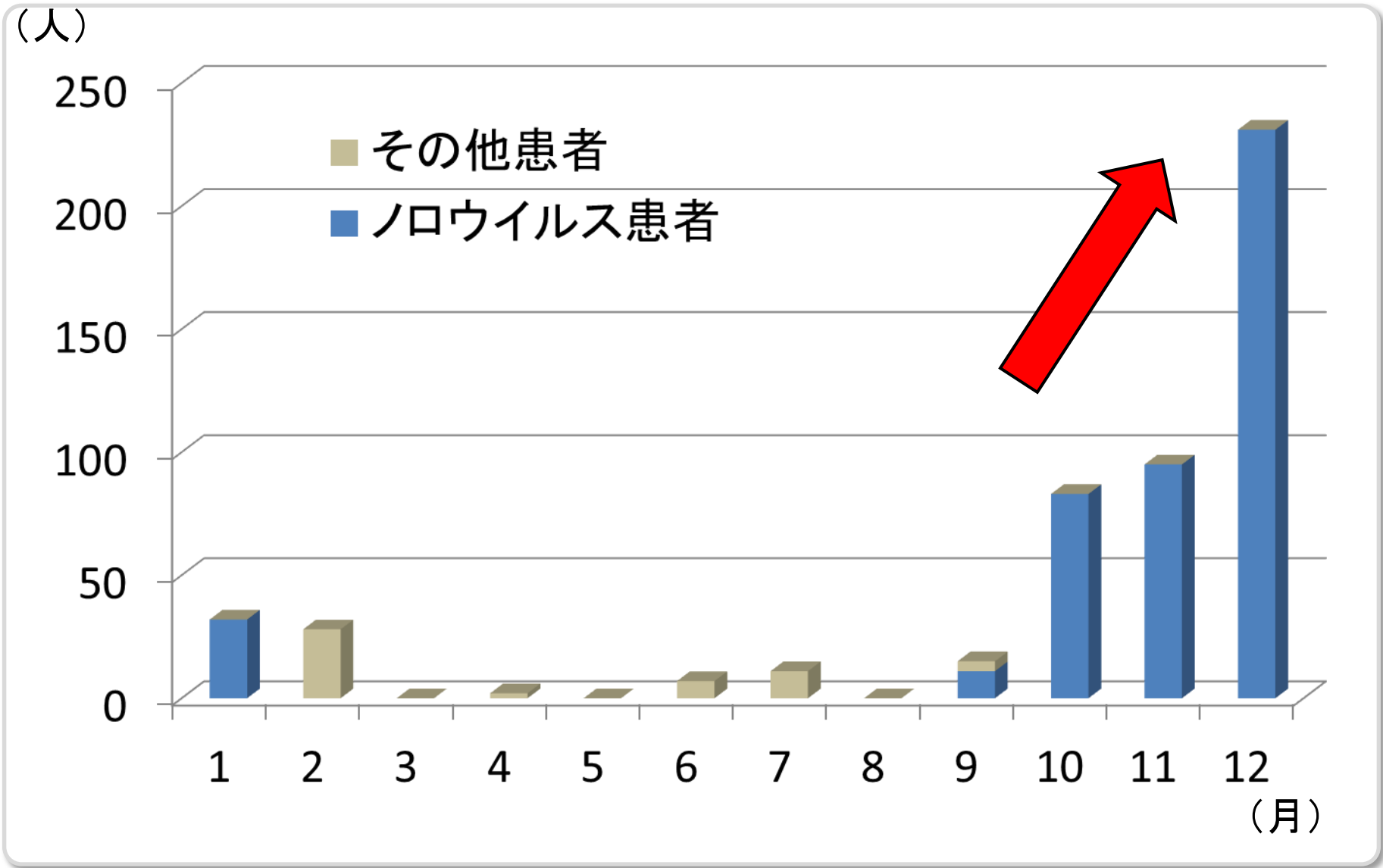


※厚生労働省 HPより



月別食中毒発生状況 H26年度

県内



H27食中毒発生状況

県内

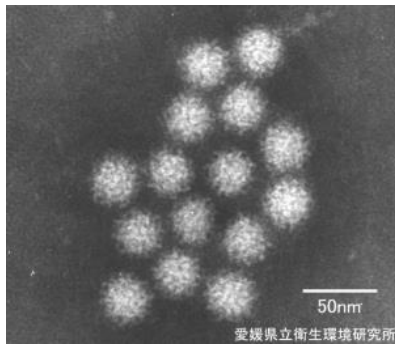
	H24年		H25年		H26年		H27年	
	事件数	患者数	事件数	患者数	事件数	患者数	事件数	患者数
ノロウイルス	5	122	16	426	6	104	15	547
カンピロバクター	12	398	4	37	1	4	3	9
その他	7	139	4	157	7	57	4	51
計	24	659	24	620	14	165	22	607

(H27.11.11 現在)



最近の食中毒発生の傾向

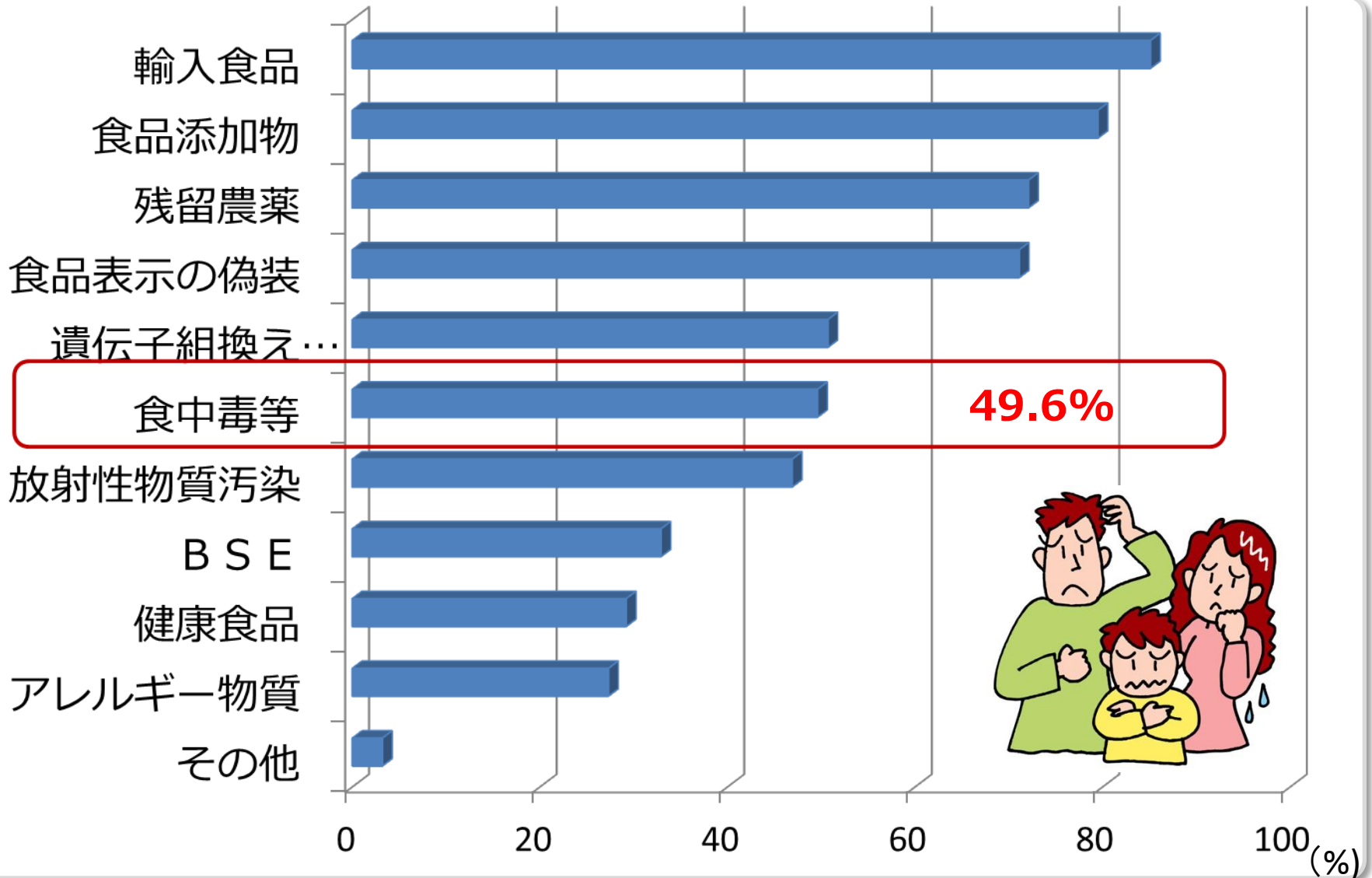
- **古典的な細菌性食中毒が減少**
 - 15年以上前は腸炎ビブリオ、サルモネラが発生件数の上位
 - 背景には、衛生管理の向上（腸管出血性大腸菌、サルモネラ対策）
- **感染力の強い病原体による食中毒が増加**
 - ノロウイルスとカンピロバクターによる食中毒が他を圧倒



岐阜県・岐阜市の取り組み



食品の安全性について不安を思う項目





岐阜県食品安全基本計画の重点施策

1. コンプライアンスの推進
- 2. 食中毒防止対策の推進**
3. アレルゲン対策
4. 食品表示対策
5. 双方向のリスクコミュニケーション
6. 食品の安全を守る人材の確保・育成



岐阜県食品安全行動基本計画とは

岐阜県食品安全基本条例第20条に基づき、食品等の安全性の確保と食品に対する安心感の向上に関する施策の方向や指針、具体的な行動目標を定めるもの（現在、第3期計画 H26年度～H30年度）



食中毒防止対策の推進

岐阜県
岐阜市

食品関連施設の監視指導

食中毒に関する
リスクコミュニケーション

食中毒の
未然防止

健康を守る

- 特に、学校等の公共的な機関で提供される給食等の安全性の確保については、重点課題として位置づけ



食中毒防止対策の推進(指標の達成状況)

項目	目標値 (H26 a)	実績 (H26 b)	達成率 (%) (b/a)
食品衛生監視指導計画中の 施設監視達成率	100%	188%	188%
食品衛生責任者講習会の実 施回数(再掲)	130回	161回	124%
県内に流通する食品の細菌 汚染実態調査の検体数累計	100検体	120検体	120%
集団給食施設の調理従事者 を対象とした衛生講習会の 受講者数累計	2,000人	2,740人	137%



食品関連施設等への監視指導

食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、食中毒発生の危害度の高い施設に対する重点監視指導
(危害度別重点監視指導)

県内に流通する食肉、野菜、浅漬け等の細菌汚染実態調査を実施し、製造業者への衛生管理指導

集団給食施設に対する立入指導、収去検査の実施

ジビエを処理する食肉処理施設への立入指導



食中毒発生時の対応

食中毒の発生

- 医療機関からの通報
- 有症者からの通報
- 食品提供者からの通報
- 感染症として通報



保健所

○調査

- ・事件の規模の把握（喫食状況調査、原因施設の特定）
- ・施設へ立入調査（衛生管理の状態、従事者の健康状態）
- ・検体の確保（残品、吐物、便）
- ・試験検査の実施



○対策

- ・被害者拡大防止対策（営業停止、原因食品の回収命令）
- ・情報提供（他の自治体、公表）
- ・再発防止対策（原因施設の衛生状態の改善指導）



食中毒に関するリスクコミュニケーション

ノロウイルス食中毒注意報・警報の発令

広報・イベントによる周知

食品衛生責任者講習会における周知

集団給食関係者に対する研修の実施

ジビエの安全性における周知



ノロウイルス食中毒注意報及び警報制度

ノロウイルス食中毒注意報

(注意報発令期間 10月1日～3月31日)

平成26年度 創設

条件

- ① 県内でノロウイルス食中毒が1カ月以内に2件以上発生した場合
- ② 県内の感染症発生動向調査における定点医療機関(小児科53施設)当たりの「感染性胃腸炎」報告症例数が次の条件のいずれかを満たす場合
ア 前週と比較し2週続けて1.1倍以上の場合
イ 前週と比較し2倍以上の場合

周知

- ・ 各市町村、関係機関へ通報
- ・ 報道機関への発表
- ・ 県ホームページへの掲載
- ・ 保健所、センターへの「発令」看板の掲示

※発令期間(～3月31日)をもって自動的に解除

ノロウイルス食中毒警報

条件

- ① 注意報発令中で、ノロウイルス食中毒が続発するなど、さらなる注意喚起が必要と認められる場合



広報・イベントによる周知



広報媒体（新聞・テレビ）等による啓発

ホームページの掲載、メールマガジンの発信

「食卓の安全・安心ニュース」の発行

出張出前講座・ジュニア食品安全クイズ大会

ご清聴ありがとうございました。

